

藤沢市地域福祉計画2026の中間見直しについて（中間報告）

1 趣旨

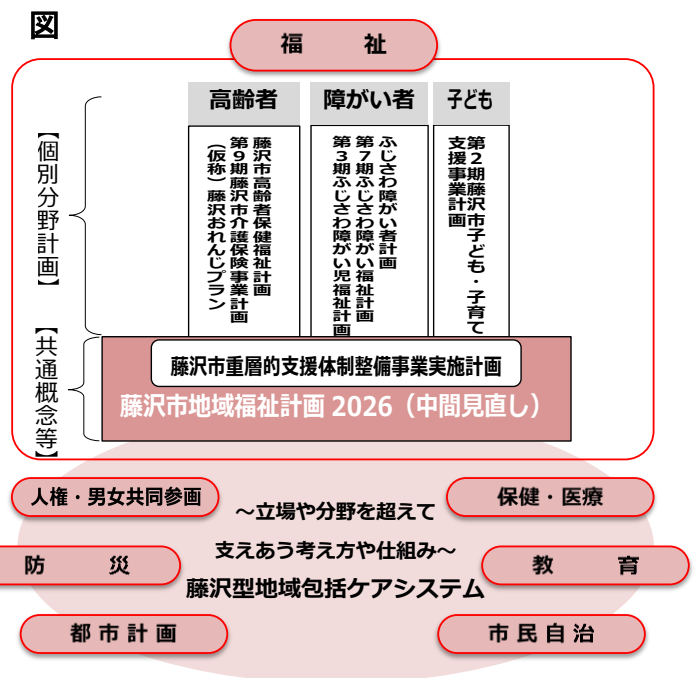
本市では、社会福祉法第107条に基づき、令和3年度から令和8年度までの6年間の計画期間とする「藤沢市地域福祉計画2026」（以下、「本計画」とする。）に基づき、地域共生社会の実現に向けた地域福祉を進めています。

本計画の策定から3年目を迎える中、この間の社会動向の変化や「藤沢市地域福祉に関するアンケート調査」（令和4年11月～12月）の結果などを踏まえ、本計画の中間見直しを行います。

2 計画の位置づけ

本市における地域福祉計画は、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図るため、藤沢型地域包括ケアシステムの考え方や方向性を踏まえ、福祉分野における個別分野計画に共通する概念等を示す計画としています。

なお、令和5年度からの重層的支援体制整備事業の本格実施に伴い、本計画で定める包括的な支援体制の整備をさらに進めるため、令和5年3月に「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定しました。



3 これまでの経過

福祉に関する各分野の関係者及び地域団体等で構成される地域福祉計画推進委員会を中心に、アンケート調査項目の検討、アンケート実施後の課題分析、計画の骨子や素案に対する協議を進めました。

令和4年度

- 7月～ 地域福祉計画推進委員会（4回開催）
- 10月 地域福祉計画推進庁内連絡会議（1回開催）
- 11月 地域福祉に関するアンケート調査（～12月）

令和5年度

- 7月～ 地域福祉計画推進委員会（3回開催）
地域福祉計画推進庁内連絡会議（2回開催）
- 11月 パブリックコメント（市民意見公募）（11月13日～12月12日）

※その他、地域福祉関係団体に向けてのヒアリングを随時実施

4 中間見直しのポイント

本計画の地域福祉推進ビジョンとして掲げる「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」及び、その実現に向けて重点的に取り組む基本目標は、中間見直しにおいても引き継ぐものとし、国における法整備、本市における重層的支援体制整備事業の本格実施、アンケート調査結果等から整理した課題を踏まえ、施策の方向性及び施策の展開について見直します。

(1) 重層的支援体制整備事業の取組

高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれない地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けて「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するため、本市における重層的支援体制整備事業の取組について追加します。

(2) 近年の課題を踏まえた対応

令和6年4月に施行が予定されている孤独・孤立対策推進法の趣旨を反映し、またコロナ禍を経て改めて顕在化した孤独・孤立の状態にある方やそのご家族への継続的な支援を進めるため、施策の方向性として新たに「孤独・孤立の防止」の取組を追加します。

さらに、地域コミュニティを支える自治会・町内会活動への支援や、多様化する地域生活課題への対応として、困難を抱える女性への支援やケアラー・ヤングケアラーへの支援など、近年発生する新たな課題に対する支援の方向性についても追加します。

5 計画（素案）

資料2 参照

6 今後の予定

令和5年度

- 1月 第4回地域福祉計画推進委員会
パブリックコメント（市民意見公募）に対する市の考え方の公表
- 3月 2月市議会定例会 最終報告

令和6年度

- 4月 見直し後の計画実行

以 上

（事務担当 福祉部地域共生社会推進室）